

議案第 90 号

山陽小野田市労働会館条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市労働会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日 提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市労働会館条例の一部を改正する条例
山陽小野田市労働会館条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 3 4 号）の一
部を次のように改正する。

別表第 1 小会議室の項を削る。

別表第 2 小会議室の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

山陽小野田市労働会館条例新旧対照表

改正後							改正前							
別表第1（第5条関係） 労働会館使用料表 (単位：円)							別表第1（第5条関係） 労働会館使用料表 (単位：円)							
区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	時間区分帯以外 (1時間につき)		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	時間区分帯以外 (1時間につき)				
					午前	午後				午前	午後			
大ホール	スポーツ使用	半面	270	330	380	110	160	小会議室		880	1,100	1,650	220	330
		全面	550	660	770	220	330	大ホール	スポーツ使用	半面	270	330	380	110
	スポーツ外使用	1,100	1,320	1,650	220	330	全面			550	660	770	220	330
ステージ		550	660	880	220	330	スポーツ外使用		1,100	1,320	1,650	220	330	
大会議室1		1,210	1,540	2,200	220	330	ステージ		550	660	880	220	330	
大会議室2		1,210	1,540	2,200	220	330	大会議室1		1,210	1,540	2,200	220	330	
和室		880	1,100	1,650	220	330	大会議室2		1,210	1,540	2,200	220	330	
和室		880	1,100	1,650	220	330	和室		880	1,100	1,650	220	330	
備考（略）							備考（略）							
別表第2（第5条関係）							別表第2（第5条関係）							

労働会館冷暖房使用料表

(単位：円)

区分	使用料（1時間につき）	
	冷房	暖房
大ホール	1, 480	990
大会議室1	490	330
大会議室2	490	330
和室	270	160

備考（略）

労働会館冷暖房使用料表

(単位：円)

区分	使用料（1時間につき）	
	冷房	暖房
小会議室	330	270
大ホール	1, 480	990
大会議室1	490	330
大会議室2	490	330
和室	270	160

備考（略）